第４号様式（第５条関係）

基準点使用包括承認書

津市用第１８５２号
令和８年２月２５日

三重県土地家屋調査士会
　会長　川井　一浩　様

津市長　前葉　泰幸　印

令和８年２月２０日に申請のあった基準点の使用について、次のとおり承認します。

使用目的		地積測量図などの作成のための測量
使用期間		２０２６年４月１日から２０２７年３月３１日まで （３６５日間）
測量地域		津市域
使用する基準点		津市が測量計画機関として成果の管理を行っているすべての公共基準点（使用時点で公共基準点として取扱われている点に限る）
測量方法		ＧＰＳ測量、トータルステーションほか必要な精度の確保可能な測量方法による
測量作業担当者	氏　名	土地家屋調査士が行う地積測量図などの作成のための測量については使用報告書への記載をもって本欄の記載に代えることとする。
承認条件 １別紙基準点使用条件を遵守すること。 ２地積測量図を作成するための測量を行った者は、津市基準点管理保全要領第５の２の規定に基づき、翌月の１０日までに使用結果を報告すること。		
連絡先		津市建設部　用地・地籍調査推進課　担当　小川 （TEL　059-229-3564　）

別紙

基準点使用条件

1　基準点の使用に当たっては、作業者は立ち入る施設の土地所有者等にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先等を連絡し、立入りの承諾を得ること。

2　施設内の立入りは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く午前９時から午後５時までを原則とする。ただし、土地所有者等から指定された場合はそれに従うこと。

3　作業者は、使用時に使用承認書を常時携行すること。

4　使用に当たっては、基準点の取扱いに留意し、及び保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。

5　作業を行う場合は、安全対策に十分配慮すること。

6　基準点本体及び立入施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。

7　作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は、速やかに連絡すること。